

介護老人保健施設グレイスガーデン 訪問リハビリテーション重要事項説明書

介護保険事業所番号 0451380026

1、施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人 財団弘慈会
 (2) 所在地 宮城県栗原市若柳字川北堤下27 (電話番号 0228-32-4790)
 (3) 代表者 理事長 石橋 侑子
 (4) 開設年月日 昭和 62年 8月 1日

2、事業の概要

- (1) 事業の種類 介護老人保健施設 訪問リハビリテーション
 (2) 事業所の名称 介護老人保健施設 グレイスガーデン
 (3) 事業所の所在地 宮城県栗原市若柳字福岡谷地畑浦3 (電話番号 0228-32-7730)
 (4) 事業所管理者 管理者 小林 恒三郎
 (5) 運営方針 1 グレイスガーデンは、利用者が要介護状態等となった場合であっても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
 2 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努める。
 3 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 (6) 開設年月日 平成 11年 12月 1日

3、営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日
 (2) 営業時間 8:30~17:30

4、職員の配置

| 職 種 | 人 員 | 業 務 内 容 |
|-------|-----|-----------------|
| 管理者 | 1 名 | 訪問リハビリテーション業務管理 |
| 理学療法士 | 1 名 | 訪問リハビリテーション業務 |

5、介護保険料法定利用料自己負担金

(1) 訪問リハビリテーション費 (1回あたり)

| | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|--------------|------|-------|-------|
| 20分以上 | 308円 | 616円 | 924円 |
| 40分以上 | 616円 | 1232円 | 1848円 |
| 一週間で6回まで利用可能 | | | |

(2) 各種加算 (1回あたり)

| | |
|---|--------------------------------------|
| 短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所日または新たに要介護認定を受けてから三か月以内) | ※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。 200円/日 |
| リハビリテーションマネジメント加算(A)イ | 180円/月 |
| リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ | 213円/月 |
| 事業所の医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合 | 270円/回 |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 240円/日 |
| 口腔連携強化加算 | 50円 |
| サービス提供体制強化加算(I) | 6円 |
| サービス提供体制強化加算(II) | 3円 |
| 移行支援加算 | 17円/日 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 1回につき所定単位数の100分の5 |
| 中山間地域等における小規模事業所加算 | 1回につき所定単位数の100分の10 |
| 退院時共同指導加算 | 600円/回(退院につき1回まで) |

* 医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 50単位 / 回減算

(3) 通常実施地域は栗原市若柳地区とする。但し、通常地域をこえる場合は、ケアマネージャー・ご利用者との協議の上、サービス提供を行う。

6、支払い方法

原則として、月毎に請求書を発行させていただきます。請求内容をご確認のうえ、自己負担金分を月毎に納入させていただきます。

7、キャンセル

- (1) 契約者の都合でサービスの中止をする場合(キャンセル)は、必ずご連絡をお願いします。
(電話番号) **0228-32-7730** **リハビリテーション課 千葉まで**
- (2) キャンセルの場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

8、苦情の受付

- (1) サービスに対して苦情又はご相談がある場合には、下記の専用窓口で受付いたします。
苦情受付窓口：村山 啓太 (電話番号) **0228-32-7730 (FAX) 0228-32-7737**
栗原市役所介護福祉課 (電話番号) **0228-22-1350**
宮城県国民健康保険団体連合会 (電話番号) **022-222-7770 (FAX) 022-222-7260**
- (2) 苦情があった場合には、直ちにサービス提供責任者が、契約者(家族)に連絡を取り、詳しく事情を聞くなど、円滑に苦情処理を行い管理者に報告します。
- (3) 苦情の内容により会議等を行い、必要な場合には行政機関とも連絡をとり、第三者印を押印した記録を台帳に保管し、再発の防止に努めます。

9、緊急時における対応策

- (1) 利用者の健康や症状に急激な変化があった場合には、家族やかかりつけの医師と連絡を取りその指示により、適切な対応を致します。
- (2) 急迫な対応が必要と認められる場合については、協力病院へ連絡させていただく場合もございます。

10、個人情報の取り扱いについて

事業所およびサービス従業者または従業員は、訪問リハビリテーションサービスを提供する上で、知り得た契約者またはその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

11、身体の拘束等

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

12、虐待の防止等

等事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

13、事業継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

14、第三者評価の実施状況

| | |
|-------------|--------------------------|
| 第三者評価の実施の有無 | 有 |
| 実施した直近の年月日 | 令和3年12月23日 |
| 実施した評価機関の名称 | 一万人市民委員会宮城 |
| 評価結果の開示状況 | 宮城県・仙台市指定情報講評センター ホームページ |

附則 本説明書は、令和7年12月1日より施行する。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 介護老人保健施設グレイスガーデン 説明者氏名

㊞

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

㊞

(身元引受人)

住所

氏名

㊞